環境省の東日本大震災への対応について

平成24年6月25日

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長

山本昌宏

1. 災害廃棄物の処理に関する環境省の取り組み

災害廃棄物の処理について(1/3)

今回の震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物が発生。被災地復興のためには、この災害廃棄物の円滑な処理が必要不可欠であることから、以下のような取組を実施。

①今回の震災における災害廃棄物処理事業の特例

廃棄物処理法に基づき市町村が行う災害廃棄物の処理事業(県が市から事務委託を受ける場合を含む。)について、特例的措置として、補助率の嵩上げを実施するとともに、地方負担分の全額について、 災害対策債により対処することとし、その元利償還金の100%について交付税措置。

②処理支援体制の整備

- ○「災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討・推進会議」を設置
- 「災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討・推進会議」を設置し、関係省庁による連携・支援体制等を確保。関係省庁の担当部局長が参加(座長:樋高環境大臣政務官)。
- ○3県(岩手、宮城、福島)において「県災害廃棄物処理対策協議会」を設立

環境省の呼びかけにより、3県において、県、市町村、国の出先機関、関係業界団体等をメンバーとした、県災害廃棄物処理対策協議会が設立され、県レベルでの関係者の協力体制を確保。

〇各自治体及び関係団体に対し、災害廃棄物の処理についての協力を要請

環境省より、各自治体及び日本環境保全協会等関係団体に対し、被災市町村の災害廃棄物の処理についての協力(受入れ、職員派遣等)を要請。これに対し、協力が可能との表明があり、被災自治体のニーズとのマッチングを図っている。

○災害廃棄物の処理に関する人的・技術的支援

災害廃棄物の処理に関し、専門家による実務的・技術的な支援体制を整備。また、被災3県に対し、契約面や技術面での支援ができるよう、環境省職員(各4名)・コンサルタントを派遣・常駐させているほか、環境省職員、研究者及び技術者で構成するチームによる巡回訪問を実施。

災害廃棄物の処理について(2/3)

③災害廃棄物処理に係る法令上の措置等

〇産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理する際に必要となる都道府県知事への事前届出について、届出期間の特例の創設(平成23年3月31日環境省令第6号)

※都道府県知事が認める場合には、届出期間を短縮できることとするもの。

〇コンクリートくず等の災害廃棄物を安定型最終処分場において埋立処分する場合の手続を簡素 化する特例の創設(平成23年5月9日環境省令第8号)

※都道府県知事への届出により埋立処分を可能とするもの。

〇被災市町村が災害廃棄物処理を委託する場合の再委託の特例の創設(平成23年7月8日政令第 215号)

※市町村が震災によって特に必要となった一般廃棄物の処理を委託する場合において、処理 の再委託を可能とするもの。

○東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成23年8月18日第99号) ※災害廃棄物の処理が喫緊の課題になっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代 わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置につ いて定めたもの。

〇その他、被災した自動車、家電リサイクル法対象品目、パソコン、アスベストやPCB廃棄物等の有害廃棄物の扱い等について、各自治体に周知

災害廃棄物の処理について(3/3)

④災害廃棄物処理に係る指針の策定

- ○東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針
- ※損壊家屋等の撤去等について、法律的観点から指針をとりまとめたもの。
- 〇東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)(H23.5.16)
- ※主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当てて、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等についてまとめたもの
- 〇東日本大震災津波堆積物処理指針(H23.7.13)
- ※市町村等が津波堆積物の撤去・処理を実施するに当たっての参考となるよう、基本的な考え方や留意事項等についてまとめたもの
- 〇広域処理の推進に関するガイドライン(H23.8.11策定、H24.1.11最終改訂)
- ※広域処理を行うに当たっての安全性の考え方、確認方法等についてまとめたもの

2. 24年度予算に盛り込まれた環境省関連の施策

平成24年度 廃棄物・リサイクル対策関係 予算の概要

東日本大震災特別財政援助法や災害廃棄物処理特別措置法に基づき、市町村等が実施した災害廃棄物の処理に対して財政的な支援を行う。また、放射性物質汚染対処特別措置法の成立を踏まえ、放射性物質による汚染された廃棄物の国による直轄処理事業を実施する。

・災害等廃棄物処理事業費補助金 くうち復旧・復興

・震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業 (グリーンニューディール基金)〈復旧・復興〉

- •災害廃棄物処理代行事業〈復旧•復興〉
- •放射性物質汚染廃棄物処理事業〈復旧・復興〉
- •中間貯蔵施設検討•整備事業〈復旧•復興〉

2,960億円(2億円)

2,958億円

321億円(0億円)

161億円(0億円)

772億円(0億円)

20億円(0億円)

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業

市町村(一部事務組合を含む)がその事務として行う災害により必要となった廃棄物の処理等に係る事業について、要した経費の一部を補助することで生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図ることを目的とする。

	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災		
対象	被災市町村	被災市町村	特定被災地方公共団体	特定被災区域	左記以外
国庫補助率	1/2	1/2	対象市町村の標準税収入に対する災害廃棄物処理事業費の割合に応じて補助・標準税収入の10/100以下の部分は、その額の50/100・標準税収入の10/100を超え20/100以下の部分は、その額の80/100・標準税収入の20/100を超える部分は、その額の90/100	1/2	1/2
グリーン ニューディール 基金	_	_	地方負担額の実情を考慮した地方の 一時負担の軽減のため、基金を用い国 の実質負担額を平均95%とする。	_	_
地方財政措置	地方負担分 の80%につ いて交付税 措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策 債により対処することとし、その元利償 還金の95%について普通交付税措置、 残余の5%については特別交付税措置	同左	地方負担分の 95%について 特別交付税措 置

通常の災害廃棄物処理については必要経費の1/2を補助しているが、今回の震災は阪神淡路大震災よりも規模が大きく被害も広範囲に及び、県が災害救助法に基づき実施する災害救助と並行して一体的に処理を進めていくことが必要な状況にあることを踏まえ、特例として災害救助法の負担率を勘案した嵩上げ及びグリーンニューディール基金を活用することで、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図る。

東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧事業

通常の廃棄物処理施設災害復旧については必要経費の1/2を補助しているが、今回の震災は阪神淡路大震災よりも規模が大きく被害も広範囲に及ぶため大幅な補助率の嵩上げを行い、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図ります。

	通常	阪神•淡路大震災	東日本大震災
対象事業	·一般廃棄物処理施設 ·浄化槽(市町村整備推進事業) ·産業廃棄物処理施設 ·広域廃棄物埋立処分場 ·PCB廃棄物処理施設	•一般廃棄物処理施設 •広域廃棄物埋立処分場	一般廃棄物処理施設・浄化槽(市町村整備推進事業)・産業廃棄物処理施設
国庫補助率	1/2 (交付要綱)	8/10 (阪神淡路大震災財特法)	特定被災地方公共団体の標準税収 入に対する災害復旧事業費の割合 に応じ、次により補助 ・20/100以下の部分・・80/100 ・20/100を超える部分・・90/100 (東日本大震災財特法) その他の市町村については次により補助 1/2(交付要綱)
地方財政措置	地方負担分に対して起債措置が なされ、元利償還金について交付 税措置 ※元利償還金の47.5%(財政力補 正により85.5%まで)	地方負担分に対して起債措置 がなされ、元利償還金の95%に ついて交付税措置	地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金の95%について交付税措置

3. 災害廃棄物処理の進捗状況と広域処理

1. 災害廃棄物処理の進捗状況(岩手県)

く災害廃棄物撤去の進捗状況>

▶<u>5/31現在</u>、沿岸市町村の仮置場への搬入済量は、合計約<u>419万t</u>であり、 災害廃棄物推計量約525万tの約 80%。

<中間処理以降の進捗状況>

>処理・処分量は約64万tであり、災害 廃棄物推計量に対し約12.1%>スケジュール:平成26年3月末までに処理を完了



(県内の仮置場設置状況)

<県内処理の状況>

▶陸前高田市及び大船渡市では、太平洋セメント大船渡工場において、23年11月4日から災害廃棄物の原燃料としての活用を開始。

>県内内陸の市町村・一部事務組合等の10施設(北上市清掃事業所等)が沿岸市町村の災害廃棄物の処理を受入。 >仮設焼却炉を2基設置。

<広域処理の状況>

〇本格処理

Jit in Control				
受入側	搬出側	期間		
東京都内の民間施設	宮古市	H23.11.2~		
山形県内の民間施設	釜石市	H23.9.30~ H24.3.31		
秋田県大仙美郷環境事業組合	宮古市	H24.4.23~		
静岡県島田市	山田町	H24.5.24~		
青森県内のセメント工場	久慈市、洋野町	H24.5.25~		
<u>群馬県吾妻東部衛生施設組合</u>	宮古市	H24.6.8~		
秋田県秋田市(受入表明)	<u>野田村</u>			

○試験処理実施済み自治体等 ※本格処理の自治体等を除く。 群馬県桐生市、埼玉県内のセメント工場、静岡県裾野市、静岡市、<u>浜松</u>市、富士市

〇被災地における災害廃棄物処理施設 稼働状況

■久慈地域(洋野町、久慈市、野田村、普代村) 破砕・選別:選別を一次仮置場で実施中 野田村に破砕・選別施設を整備中(4/13着工)。^{※1} 焼却:久慈広域連合ごみ焼却場(6t/日)で実施中(23年9月~)

■宮古地域(田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町) 破砕・選別:宮古地区、山田地区で実施中(24年1月~)^{※2} 焼却:宮古清掃センター(27t/日)(23年4月~)、仮設焼却炉(95t/日)^{※3}(24年3月~)で実施中。

■釜石地域(大槌町、釜石市)

破砕・選別:釜石地区^{※4} (23年9月~)、大槌地区^{※5} (24年1月~)で実施中。

焼却: 岩手沿岸南部クリーンセンター(45t/日)(23年5月~)、 仮設焼却炉(100t/日) ^{※6} (24年2月~)で実施中。

■大船渡地域(大船渡市、陸前高田市)

破砕・選別:大船渡地区(23年7月~)、陸前高田地区(23年10月~)で実施中^{※7}

焼却: 太平洋セメント1号、5号キルンで実施中(1号キルン23年12月~、5号キルン23年6月~。合計最大750t/日。)

- ※1. (株)奥村組JV
- ※2. 宮古地区: 鹿島建設㈱JV、山田地区: ㈱奥村組JV
- ※3. (株)タクマ
- ※4. 本格実施に先立ち、一部地域において23年10月末まで3.8万tの処理を実施。23年12月下旬から本格事業を実施((株)山長建設、(株)小澤組、大成建設(株)東北支店)。
- ※5. (株)竹中土木JV
- ※6. 釜石市旧清掃工場を利用(新日鉄エンジニアリング株)
- ※7. 大船渡地区:明和土木・リマテックJV、陸前高田地区:リマテック・ 佐武建設・金野建設JV

2. 災害廃棄物処理の進捗状況(宮城県)

<災害廃棄物撤去の進捗状況>

▶<u>5/31現在</u>、沿岸市町村の仮置場への 搬入済量は、合計で約<u>980万t</u>。災害 廃棄物推計量約1,154万tの約<u>85%</u>。

<中間処理以降の進捗状況>

- ➤処理量は約<u>237万t</u>であり、災害 廃棄物推計量に対し約20.5%。
- ▶スケジュール:
 平成26年3月末までに処理を完了



(県内の仮置場設置状況)

<県内処理の状況>

- >石巻市では木くずを、市内民間業者にて受入れ実施。
- ▶仙台市では地元の業者と契約し6万トンのコンクリートがらを破砕して再資源化を実施。石巻市では石巻港の造成に利用する計画あり。
- >仮設焼却炉を29基設置(内9基本格運転)。

<広域処理の状況>

〇本格処理

受入側	搬出側	期間
山形県内の民間施設	多賀城市、気仙沼市、 仙台市、石巻市、松島 町、利府町、岩沼市	H23.7.7~
青森県内の民間施設	南三陸町、気仙沼市、 石巻市	H23.8.9~
東京二十三区清掃一部事務組合	女川町	H24.3.1~
青森県内のセメント工場	石巻市	H24.3.22~
東京都西多摩衛生組合	<u>女川町</u>	<u>H24.6.11~</u>
東京都内の民間施設	<u>石巻市</u>	H24.6.21~
北九州市(受入表明)	<u>石巻市</u>	

〇試験処理実施済み自治体等 ※本格処理の自治体等を除く。 山形県酒田市

〇被災地における災害廃棄物処理施設 稼働状況

▶県へ委託を行っている市町については、4ブロックに分けて 処理を実施。

- ■石巻ブロック(石巻市、東松島市、女川町) 中間処理:破砕・選別施設、仮設焼却炉(5基:1,500t/日)設置を計画^{※1}(23年9月契約)、5月13日に試運転開始。
- 亘理名取ブロック(名取市、岩沼市、亘理町、山元町) 中間処理:破砕・選別施設、仮設焼却炉(12基:1,210t/日)の設置※2(23年10月契約)、亘理処理区は4月28日に1~3号炉が本格運転開始。名取処理区は6月1日に全炉が本格運転開始。岩沼処理区は4月17日に試運転開始。山元処理区は5月18日に1号炉が本格運転開始。
- ■宮城東部ブロック(塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町) 中間処理:破砕・選別施設、仮設焼却炉(2基:320t/日)を設 置予定(23年12月に契約を締結)^{※3}。
- ■気仙沼ブロック(気仙沼市、南三陸町) 中間処理:破砕・選別施設、仮設焼却炉(7基:985t/日)を設置予定(南三陸町分は24年3月^{※4}、気仙沼市分は同5月^{※5}に契約を締結)。

▶仙台市においては、中間処理:破砕・選別、仮設焼却炉を3 か所(合計480t/日)設置(23年12月に全炉が本格運転)。

※1. 鹿島建設㈱JV ※2. 名取処理区: 西松建設(株)JV(仮設焼却炉2炉190t/日)、岩沼処理区(株)間組JV(仮設焼却炉3炉195t/日)、亘理処理区(株)大林組JV(仮設焼却炉5炉525t/日)、山元処理区(株)フジタ JV(仮設焼却炉2炉300t/日) ※3.JFEエンジニアリング㈱JV ※4清水建設(株)JV ※5大成建設(株)JV

3. 災害廃棄物処理の進捗状況(福島県)

<災害廃棄物撤去の進捗状況>

▶<u>5/31現在</u>、沿岸市町村の仮置場への 搬入済量は、合計で約<u>138万t</u>であり、 災害廃棄物推計量約201万tの約 69%。

<中間処理以降の進捗状況>

➤処理·処分量は約20万tであり災害廃棄物推計量に対し約10.0%。



(県内の仮置場設置状況)

▶沿岸市町村等の災害廃棄物の処理は、国の直轄又は代行処 理により実施。

〇国の直轄処理事業

- >汚染廃棄物対策地域(警戒区域及び計画的避難区域)の廃棄 物は、環境省が直轄で処理。
- 対策地域内のうち、沿岸6市町においては災害廃棄物の量、 分布、放射線レベル等の調査を終えており、現在、仮置場及び 仮設施設の設置場所選定のため、自治体と調整中。
- ⇒対策地域内のうち、内陸部の市町村では、要解体建物等の発生が見込まれる。
- → <u>これらを踏まえて処理計画を策定したところ。 仮置場の整備か</u>ら着手する予定。

○福島県の放射性物質に汚染された災害 廃棄物の取扱い

- ▶放射性物質汚染対処特措法の公布・一部施行(23 年8月30日)。
- >放射性物質汚染対処特措法施行令及び施行規則 並びに汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定め る省令の公布(23年12月14日)。
- →福島県における管理された状態での災害廃棄物 (コンクリートくず等)の再生利用について取りまとめ、福島県へ通知(23年12月27日)。
- ▶放射性物質汚染対処特措法の完全施行(24年1月 1日)。
- >第12回災害廃棄物安全評価検討会(24年3月12日)にて、代行地域における災害廃棄物の量及び対策地域内沿岸6市町の災害廃棄物の量、分布、放射能濃度の調査結果を報告。
- ▶放射性物質汚染対処特措法に基づく対策地域内 廃棄物処理計画(田村市、南相馬市、川俣町、楢葉 町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、飯舘 村)を公表

(24年6月11日)。

〇国代行処理事業

- ▶新地町、相馬市における処理事業の一部を環境省が代行(南相馬市、広野町については予定)。
- ▶仮置場への収集・運搬は、すでに各市町による作業が進んでいるため、可燃物の焼却等を国が代行する。
- <u>▶新地町及び相馬市においては、仮設焼却炉について(株)タクマと契約し、設置を進めているところ。</u>
- ▶南相馬市及び広野町については、代行処理の内容等について協議中。

東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理

地震による大規模な津波により 膨大な災害廃棄物が発生

岩手県:約525万t(約12年分)

宮城県:約1,154万t(約14年分)

※各県において1年で排出される一般廃棄物の量と比較

災害廃棄物処理のスケジュール

平成24年3月末:仮置場への移動

平成26年3月末:中間処理・最終処分

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針

(平成23年5月:マスタープラン)

被災地の復旧・復興のためには、災害廃棄物の迅速な撤去・処理が大前提

被災地で仮設焼却施設等を設けて処理を実施しているが、なお処理能力が不足

広域処理 が必須

広域処理の対象とする災害廃棄物は放射 能濃度が不検出又は微量のものに限定

被災地における懸命な災害廃棄物の処理

- ・ 住民が生活している場所の近くの災害廃棄物 の仮置場への移動
- 農地等に散乱した災害廃棄物の仮置場への 移動
- 津波に被害により損壊した家屋の解体を含め た災害廃棄物の仮置場への移動
- 災害廃棄物の処理(平成26年3月末目標)

※岩手・宮城両県において、計31基の仮設焼却炉の設置を進めているところ。 (現在、11基が稼働中)

H23.8 までに達成

H24.3 までにほぼ達成

約82%終了

約17.1%終了



2011.4 津波被害の直後



2011.5 災害廃棄物撤去後 (岩手県釜石市大町付近)

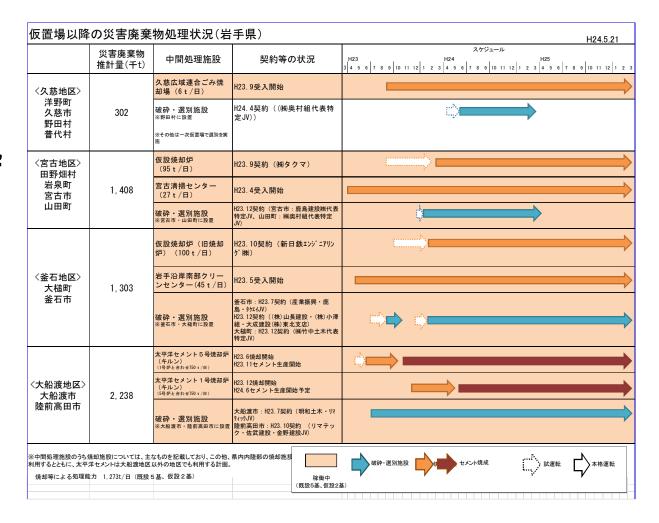
(岩手県宮古市)



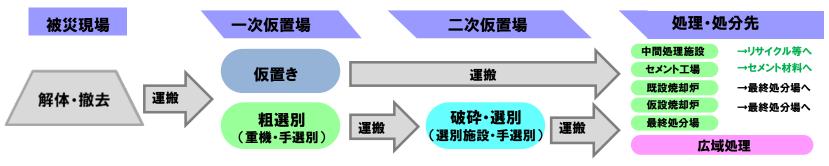
2011.11 仮置場の様子 2011.12 夜間作業の様子 (宮城県石巻市) 15

岩手

- 久慈地区を除き、破砕 選別施設設置済み。
- ・ 太平洋セメント焼却炉 における災害廃棄物 の処理を進めるほか、 仮設焼却炉2基を設 置し処理を実施中。



16



岩手

県内施設を最大限活用するとともに、新たに仮設焼却炉も設置して処理を進めています。それでも、目標年度までに処理を完了させることが難しいため、広域処理へのご協力をお願いします。

◆広域処理必要量:

計: 120万t

※広域処理済量1万tを含む。





可燃物

不燃物



木くず

不燃物については県内処理、 復興資材等としての再生利用 の活路を見いだすことに努める。

■木くず 17.5万t	単位∶万t			
		久慈	1.8	
ト 大くず	17.5	宮古	2.0	
小 \9		釜石	10.9	
		大船渡	2.8	
■可燃物 11.7万t				
		久慈	1.6	
二烨地	6.3	宮古	1.6	
可燃物	6.3	釜石	1.1	
		大船渡	2.0	
	久慈 5.4 第古 釜石 大船渡	久慈	0.4	
洛目 - 洛纲		宮古	1.9	
漁具·漁網 		2.1		
		大船渡	1.1	
■不燃物 89.2万t				
		久慈	7.1	
 不燃物	89.2 宮古	12.4		
イトが公社の	03.2	釜石	14.8	
		大船渡	55.1	

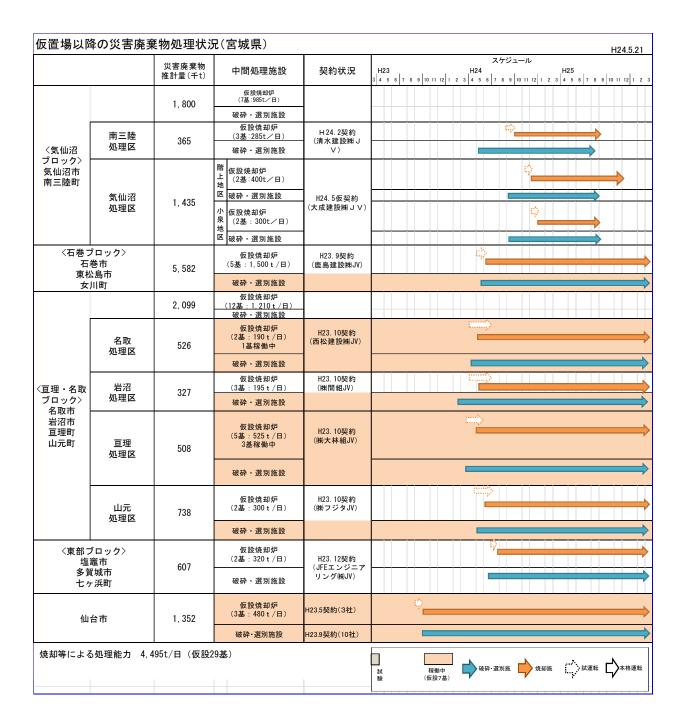
※漁具・漁網については便宜上可燃物に分類。実際には焼却処理を行った上で処分が 行われるもの、直接埋立処分が行われるものがある。

宮城

- ・ 県内沿岸部を4つ のブロックに分け、 破砕選別施設及び 計26基の仮設焼 却炉を整備中。今 春より順次稼働。
- 仙台市は、破砕選 別施設及び仮設焼 却炉3基を昨年設 置し、処理実施中。



仮設焼却炉(仙台市)



宮城

県内での処理を最優先し、可能な限り再資源化を行い、焼却・ 埋立処分量の減量を図ることとしているが、災害廃棄物の発生 量が膨大であり、県内で処理を完結するのが困難な状況です。 計画期間内で処理を終了させるには、他都道府県との連携に よる広域処理が必要でありご協力をお願いします。

◆ 広域処理必要量:

計: 127万t

※広域処理確定量(女川町等)13万tを含む。



可燃物



不燃物



木くず

■木くず 47万t			単位∶万t
		南三陸処理区	1
		石巻ブロック	12
		宮城東部ブロック	4
木くず	44 名取処理区 岩沼処理区	名取処理区	5
		岩沼処理区	
		亘理処理区	
		山元処理区	20
■可燃物 31万t			
可燃系混合物(焼却処理)	28	石巻ブロック	28
プラスチック		南三陸処理区	2
		亘理処理区	0.1
		南三陸処理区	0.2
タイヤ・畳など	1	宮城東部ブロック	0.4
		亘理処理区	0.1
■不燃物 39万t			
	73	南三陸処理区	
		石巻ブロック	
		宮城東部ブロック	
管理型·安定型		名取処理区	
		岩沼処理区	2 0.1 20 28 2 0.1 0.2 0.4
		<u> </u>	
		山元処理区	6

73万tのうち、 34万tは県内 処理拡大に取 り組み、広域処 理量は39万t に抑制

最優先で広域処理の実現を図る自治体災害廃棄物処理特措法に基づく要請

【岩手県】	種 類	数量
東京都 [H23.9.28 協定]	可燃性廃棄物(木くず等)、 廃畳、混合廃棄物、焼却灰	500(千トン) (宮城県分を含む)
青森県 [H24.3.30]	可燃物・木くず	116(千トン) (宮城県分を含む)
秋田県 [H24.3.30]	可燃物・木くず・不燃物	135(千トン)
山形県 [H24.3.30]	木くず、不燃物等	150(千トン) (宮城県分を含む)
群馬県[H24.3.23]	可燃物・木くず	83(千トン)
埼玉県 [H24.3.30]	木くず	50(チトン)
神奈川県 [H24.3.23]	木くず	121(千トン)
静岡県[H24.3.23]	木くず	77(チトン)
大阪府[H24.3.30]	可燃物・木くず	180(千トン)

協力要請に対する回答とりまと め結果[H24.4.17]より

北海道、千葉市、北陸【新潟県(新 潟市等)、富山県、石川県等】

※ 最優先で広域処理の実現を図る自治体については、 今後の状況に応じて変更があり得る。

【宮城県】	種 類	数 量
東京都 [H23.11.24 協定]	可燃性廃棄物(木くず等)、 廃畳、混合廃棄物、焼却灰	500(千トン) (岩手県分を含む)
青森県 [H24.3.30]	可燃物・木くず	116(千トン) (岩手県分を含む)
山形県 [H24.3.30]	木くず、不燃物等	150(千トン) (岩手県分を含む)

協力要請に対する回答とりまと め結果[H24.4.17]より

茨城県、三重県、主に大阪湾広域 臨海環境整備センターを活用することを検討している自治体【滋賀県、 京都府(京都市等)、兵庫県(神戸 市)】、福岡県(北九州市)

[※] 最優先で広域処理の実現を図る自治体については、今後の状況に応じて変更があり得るものであり、受入れについて具体的な御回答をいただいた、 栃木県、千葉県、山梨県、岐阜県、愛知県、鳥取県、島根県について、引き続き検討を行う。